

## 5 児童相談所の役割

児童相談所は、18歳未満の子どもさんに関する相談を受け付けています。

発達の支援について吉田喜美子さん（中央児童相談所発達支援係長）にお聞きしました。

児童相談所はさまざまな係で構成され、業務を行っています。家庭支援係では児童及び家庭の専門支援を必要とする相談業務と指導を、施設里親支援係では施設入所中の児童や里親家庭への支援等を、虐待対応係では児童虐待への対応と予防のための家庭支援を、一時保護所では児童の一時保護や個別支援を行っています。

**発達支援係**では、**児童心理司**が児童の心理アセスメントを実施したり、児童や家族へ心理支援を行ったりしています。

具体的には、児童心理司は、必要に応じて、精神科医（非常勤）と連携しながら、児童や家族等の相談内容に応じて、面接、心理検査、行動観察等を通してアセスメントを行い、それに基づき児童や家族、関係者に対応方法などについて助言をしています。児童へ個別に心理療法や心理教育等を行うこともあります。

### ＜発達支援係の主な業務＞

- ア 療育手帳の申請や更新に必要な判定業務
  - イ 発達の遅れや発達障害、行動等の相談に対する心理アセスメントや対応方法の助言等
  - ウ 虐待を受けた児童への心理アセスメントや心理支援。家族・関係者への支援。
  - エ 非行や乱暴等の相談に対して、児童のアセスメントや心理支援。
- ※ 特にウ・エについては、児童相談所内の虐待対応係、家庭支援係や一時保護係との連携に加えて、外部の関係機関（市町村、学校、主治医等）と連携して継続的に対応をしていくことが多いです。

### 【児童相談所の構成】

- 企画調整係（中央のみ）
- 家庭支援係（第1、第2）
- 施設里親支援係、虐待対応係
- 発達支援係**
- 一時保護所（中央・東部のみ）



- 中央児童相談所
- 北部児童相談所
- 西部児童相談所
- 東部児童相談所

### ① 児童相談所へ発達障害の相談をするきっかけ

児童相談所への相談のきっかけは大きく二つに分けられます。

- ・ 保護者が子どもの発達障害を疑い、発達相談につながる場合
- ・ 他の相談（学習の遅れ、乱暴、非行、虐待等）をきっかけにしてつながり、心理検査や行動観察、面接等を行った結果、発達障害が問題の背景の一つとして見つかる場合

近年は、市町村の健診等で発達障害の早期発見が進んでいます。そのため、児童相談所では、以前に比べ、発達障害がどうか心配なので相談したいというケースよりも、他の相談を進めていくうちに問題の背景の一つとして発達障害の特徴を持っていることがわかり、発達障害の視点からも対応の助言をしていくケースが増えてきています。

実際、児童心理司が継続的に心理支援している児童の相談内容は、発達障害ではなく虐待、非行、性格等が大半を占めています。しかし、これらの相談の背景要因を整理すると、全体の半数強が主に発達障害（自閉症圏、ADHD等）を抱えていると推測されるという統計もあります。こうした結果からは、「児童相談所では発達障害の二次障害を起こしている児童とその家族の相談に対応している」と言えるでしょう。

## ■ 【事例 怒る悪循環からほめて育てる好循環へ】 ～A君（小学2年生）の場合～

ある日の教室、いつも元気な小学2年生のA君が暗い表情をしていました。担任の先生は、心配して保健室で話を聞いたところ、昨夜お父さんから叩かれたと太ももの痣を見せてくれました。担任は校長先生と相談して児童相談所へ連絡をしました。

児童相談所は、A君とA君のお父さんとお母さんから話を聞きました。お父さんはA君を叩いたことを認める一方で困っていることがあると話し始めました。ご両親によると、A君は漢字が苦手で宿題のプリントが終わるまでに2、3時間かかる、宿題を忘れてゲームを始めてしまう、忘れ物が多くて先生から注意される度に両親で注意するのに改善されないといった理由から叩いてしまったとのことでした。

対応した児童福祉司は、ご両親やA君と面接をしているうちに、虐待の再発防止の指導をすることに加えて、問題の背景には発達障害があるかもしれないと考えて**児童心理司**への相談を勧めました。

**児童心理司**は、早速、知能検査等を実施し、家族や学校の先生からA君の日常生活や育ちの様子について聞き取りました。その結果、発達障害と似た特性を持っていることが疑われたので、ご両親へ検査結果や対応方法を説明する一方で、医療機関の受診を勧めました。

その後、A君はご両親と一緒にBクリニックを受診し「ADHD」と診断され、治療薬の服薬を始めました。また、放課後等デイサービスの利用をご両親も本人も希望されたため、一緒に「障害者基幹相談センター」へ相談することになりました。この間、児童相談所は、定期的に本人やご両親と面接し、家庭での状況を確認したり、本人の特性を踏まえた暴力に頼らない対応方法の相談に応じたりしました。

対応の一つとして、【怒る悪循環のループ】<A君が忘れ物をする ⇒母から怒られる ⇒翌日も用意を忘れて忘れ物をする ⇒また母から怒られる>から【ほめて育てる好循環】へ変えていくための対応を相談して取り組みました。具体的には、「A君が忘れ物をしないように翌日の用意と一緒に確認しながら準備をする等のやり方」に変更しました。こうしたところ、A君の忘れ物が減り、ご両親が「忘れ物をしなかったA君をほめるという良い循環」が生じて、少しずつですが改善に向かっていきました。

## ② 二次障害を起こさないための支援

### ■ 吉田さんからのメッセージ

発達障害については、早期発見・早期療育が進んできているため、乳幼児健診で早い段階で気づかれて療育などにつながるが増えました。一方で、不登校や集団不適應、非行等の二次障害を起こしている子どもたちの中には高い割合で発達障害の特性や傾向を持つ子どもたちがいると推測されます。

二次障害を起こしている子どもたちの育ちを振り返った時、発達障害がわかりにくいタイプでは、長年にわたり周囲からは発達障害として気が付かれないまま性格や努力不足として対応され、その結果、失敗体験を積み重ねてきているケースが散見されます。また、家族が子どもの発達障害に気が付いていただけども、このことを受け入れて踏み出すことが難しかったケースも一定数含まれていると推測されます。

私たち支援者が「**子どもたちの二次障害を防ぐためにできることは何か。**」

一番は、子どもたちの困り感に少しでも早く気が付いて対応していくことが大切ではないでしょうか。早く気が付くためには、一見すると性格や努力不足と見える子どもたちの行動について発達障害の視点から再度アセスメントをすることが必要になるでしょう。アセスメントの結果、発達障害が疑われる場合には発達障害の視点から支援を工夫して取り組んでいくことになります。

過去に不適切な養育環境やいじめ等の体験をしている子どもたちの場合には、発達障害の視点に加えて、トラウマの視点からもアセスメントし対応を検討していくことが大切です。

最後に、子どもたちの支援をしていく上で大切なことは、一人ひとりの子どもや家族の思いに寄り添い、子どもたちの“こうなりたい”“こうしたい”気持ちを大切に、周囲ともつながりながら、将来に向けて皆で同じ方向を向いて今できることに取り組んでいくことと考えています。